



「特定行為に係る看護師の研修制度」のご案内



◆当院は厚生労働省より「特定行為に係る看護師の研修制度の協力機関」として指定を受けております。

患者様へ ご案内の掲示

特定行為に係る看護師の研修に
ご理解、ご協力をお願いいたします

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の協力施設です。

●看護師として一定の経験を有し、かつ専門的な研修を受けた者が、実習で医師の指示を受け、特定の医行為を実施することがあります。
●医師と連携し安全には十分配慮して行いますが、患者さんはいつでも拒否を申し出ることができます。それにより何ら不利益を被ることはありません。

何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。
※「特定行為に係る看護師の研修」についてご相談がある場合には、下記患者相談窓口をご利用下さい。

患者相談窓口

当院をご利用いただく患者さん及びご家族の皆様からの、治療や入院生活・医療安全などさまざまなご相談やご意見を受け付けております。お気軽にご利用下さい。

相談日及び相談時間

■月曜日～金曜日	9:00～17:00
(祝日は除く)	
■場所	1F患者相談室
■窓口責任者	佐藤 利彰(地域医療連携室)

国立病院機構福岡病院

患者さまに合わせた診療や
治療をつなぐ役割を担っています



◆インフォメーション、病棟内にポスターを掲示させて頂き、ご相談窓口の随時受付を行っております。



◇◇特定行為とは◇◇

特定行為は、診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされます。



◇◇特定行為研修とは◇◇

2025年に向けて、さらなる在宅医療などの推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的に創設されました。看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修です。



1. 手順書は、医師又は歯科医師が看護師に診療の補助を行わせるためにその指示として作成する文書または電磁的記録^{※1}であって、次に掲げる事項が定められているものであること。

1) 看護師に診療の補助を行わせる患者の病状の範囲

2) 診療の補助の内容

3) 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者^{※2}

4) 特定行為を行うときに確認すべき事項

5) 医療の安全を確保するために医師または歯科医師との連絡が必要となった場合の連絡体制

6) 特定行為を行った後の医師又は歯科医師に対する報告の方法

※1 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

※2 当該手順書に係る特定行為の対象となる患者とは、当該手順書が適用される患者の一般的な状態を指し、実際に手順書を適用する場面では、医師又は歯科医師が患者を具体的に特定した上で、看護師に対して手順書により特定行為を行うよう指示する必要があること。

◇◇どんなメリットがあるのか◇◇



医師のメリット

特定行為の看護師に業務を任せることにより、患者さまへタイムリーに医療行為が提供できる。



看護師のメリット

患者さまの傍らで症状の悪化や回復を観察する看護師が、予測されるリスクにタイムリーな対応ができます。



患者さまのメリット

患者さまの症状変化に伴い、早期に対応し症状が悪化や回復を図ります。

◇◇当院の特定行為区分◇◇

(38 行為 21 区分) のうち当院の該当する特定行為区分と特定行為

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に関わるもの関連）	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸両方に関わるもの関連）	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定変更
	人工呼吸器がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
	人工呼吸器からの離脱

栄養及び水分管理に関する薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
	脱水症状に対する輸液による補正